

1 富山県民福祉条例

富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 福祉に関する施策の基本方針等（第9条～第12条）
- 第3章 福祉に関する施策の推進（第13条～第25条）
- 第4章 生活関連施設等の整備等
 - 第1節 生活関連施設の整備等（第26条～第31条）
 - 第2節 特定生活関連施設の整備等（第32条～第40条）
 - 第3節 住宅及び公共車両等の整備（第41条、第42条）
- 第5章 財政措置等（第43条～第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉に関する施策について、基本理念を定め、並びに県、市町村及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、福祉に関する施策の基本となる事項及び生活関連施設等の整備に関し必要な事項を定めることにより、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての県民が幸せに生きる福祉社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 生活関連施設 病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 公共車両等 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 福祉に関する施策は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) すべての県民が個人として尊重される社会
- (2) すべての県民が互いに支え合い共に生きる社会
- (3) すべての県民が健やかで安全かつ快適な生活を営むことができる豊かな社会

(4) すべての県民が等しく社会的活動に参加することができる公正で活力ある社会

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、福祉に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村が推進する福祉に関する施策について、市町村相互の連携が図られるように努めるものとする。

3 県は、自ら設置し、又は管理する施設で県民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、県が推進する福祉に関する施策に協力しつつ、当該市町村の実情に応じて、福祉に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設で住民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、県及び市町村が実施する福祉に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、自ら進んで、生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができるように努めるとともに、高齢者、障害者等に対する理解を深め、互いに支え合い共に生きる地域社会の形成に努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する福祉に関する施策に協力するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して福祉に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

第2章 福祉に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 県民が福祉に対する理解を深め、積極的に福祉活動に参加することができるよう県民の意識の高揚及び福祉を担う人材の養成を図ること。

(2) 福祉に関する県民の需要に的確に対応することができるよう福祉サービスの提供体制の整備を図ること。

(3) 県民が積極的に社会的活動に参加することができるよう参加の機会の確保、生活関連

施設の整備その他の社会環境の整備を図ること。

(施策の実施に当たっての配慮事項)

第10条 県は、福祉に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項の確保に配慮するものとする。

- (1) 福祉サービスがその利用者の需要に即して提供されること。
- (2) 保健、医療、教育、文化等に関する施策との有機的な連携により、福祉サービスの利用者の生活の質の向上が図られること。

(基本計画の策定)

第11条 知事は、福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福祉に関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、富山県社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(個別計画の策定)

第12条 知事は、基本計画に基づき、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉等に関する施策を推進するための計画をそれぞれ定めるものとする。

第3章 福祉に関する施策の推進

(県民の意識の高揚)

第13条 県は、福祉に対する県民の理解を深めるとともに県民の自主的な福祉活動への参加の意欲が増進されるように、福祉に関する学習の機会の充実、啓発活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(福祉人材の養成等)

第14条 県は、福祉に関する知識又は介護等の技能を有する者の養成及び確保並びに資質の向上を図るため、養成施設の整備の促進、研修の機会の充実、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動の支援)

第15条 県は、県民が行う福祉に関するボランティア活動を支援するため、活動基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多様な福祉サービスの提供体制の整備等)

第16条 県は、福祉に関する県民の多様な需要に的確に対応するため、保健、医療及び福祉に関する施策を有機的に連携し、並びに福祉サービスを提供する事業者との連携を図るこ

とにより、福祉サービスが総合的に提供される体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、福祉サービスを提供する事業者に対し、その事業が適切に行われるよう情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第 17 条 県は、福祉に関する県民の相談に適切に対応することができるよう相談体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、市町村が福祉に関する住民の相談に適切に対応することができるよう助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の提供等)

第 18 条 県は、福祉に関する情報を県民に対し適切に提供するよう努めるものとする。

- 2 県は、高齢者、障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示することに資するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 3 電気通信又は放送の役務の提供を行う事業者は、その役務の提供に当たっては、高齢者、障害者等の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(健康の保持増進及び介護の支援等)

第 19 条 県は、県民が自ら健康の保持及び増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、介護を必要とする高齢者、障害者等が適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるようにするため、居宅における介護の支援体制及び福祉施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(児童の育成)

第 20 条 県は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つようにするため、母性の保護、子育てへの支援、児童の健全な育成を図る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者教育の充実)

第 21 条 県は、障害者とその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労の機会の確保)

第 22 条 県は、高齢者及び障害者とその意欲と能力に応じて就労する機会が確保されるよう職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 事業者は、高齢者及び障害者の雇用の機会の確保を図るよう努めるとともに、その雇用する高齢者及び障害者に係る職場環境の整備に努めるものとする。

(文化活動等の機会の確保等)

第 23 条 県は、高齢者及び障害者が生きがいを持って生活を営むことに資するため、文化、スポーツ等に関する活動への参加の機会の確保、生涯学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全な生活の確保)

第 24 条 県は、高齢者、障害者等が安全に生活を営むことができるようにするため、防犯、防災、交通安全の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(福祉に関する産業の振興等)

第 25 条 県は、福祉サービスの提供、福祉用具等の供給その他高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活における利便の増進に資する産業の振興に努めるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる住宅、福祉用具等に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果を普及するため、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第 4 章 生活関連施設等の整備等

第 1 節 生活関連施設の整備等

(整備基準)

第 26 条 知事は、生活関連施設における出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他の部分で多数の者の利用に供するものの構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

(整備基準の遵守)

第 27 条 生活関連施設の新築、新設、増築、改築又は用途変更（施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守する場合と同等以上に円滑に利用することができる場合又は構造、地形若しくは敷地の状況等により整備基準を遵守することが困難である場合は、この限りでない。

(既存生活関連施設の整備)

第 28 条 この章の規定の施行の際現に存する生活関連施設（現に新築等の工事中のものを含む。）を設置し、又は管理する者は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(維持保全)

第 29 条 生活関連施設を設置し、又は管理する者（以下「生活関連施設の設置者等」という。）は、当該生活関連施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するように努めなければならない。

(適合証の交付)

第 30 条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設を整備基準に適合させているときは、知事に対し、当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に

適合していると認めるときは、当該生活関連施設の設置者等に対し、適合証を交付するものとする。

(介助等の措置)

第 31 条 生活関連施設の設置者等は、高齢者、障害者等が当該生活関連施設を円滑に利用できるようにするため、第 27 条から第 29 条までに規定するもののほか、介助その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第 2 節 特定生活関連施設の整備等

(特定生活関連施設の新築等の届出)

第 32 条 生活関連施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定生活関連施設」という。）の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 特定生活関連施設の新築等をしようとする者が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項の規定により同項に規定する建築物移動等円滑化基準（以下この項において「建築物移動等円滑化基準」という。）に当該特定生活関連施設を適合させなければならない場合において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。ただし、当該特定生活関連施設の新築等をしようとする者が遵守しなければならない整備基準に、当該特定生活関連施設を適合させなければならない建築物移動等円滑化基準として定められていない基準があるときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第 33 条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第 34 条 第 32 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第 35 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合状況について検査を行うものとする。

(勧告)

第 36 条 知事は、第 32 条の規定による届出を行わずに特定生活関連施設の新築等の工事に着手した者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 知事は、第 32 条の規定による届出を行った者が当該届出に係る工事を行った場合において、当該工事が届出の内容と異なり、かつ、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないときは、当該届出を行った者に対し、当該届出の内容に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、第 33 条の規定による指導又は助言を受けた者が当該指導又は助言に係る工事を行った場合において、正当な理由がなくて当該指導又は助言に従わず、かつ、当該指導又は助言に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないときは、当該指導又は助言を受けた者に対し、当該指導又は助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 37 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(既存特定生活関連施設の整備)

第 38 条 知事は、この章の規定の施行の際現に存する特定生活関連施設（現に新築等の工事中のものを含む。）が整備基準に適合していない場合において、特に整備の必要があると認めるときは、当該特定生活関連施設を設置し、又は管理する者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び立入調査)

第 39 条 知事は、第 33 条及び第 35 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設を設置し、若しくは管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくは特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第 40 条 国、地方公共団体その他規則で定める者（次項において「国等」という。）については、第 32 条から前条までの規定は、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

第 3 節 住宅及び公共車両等の整備

(住宅の整備)

第 41 条 県民は、その所有する住宅について、居住する者の身体の機能の状況及び高齢化等に対応し、円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された住宅の供給に努めるものとする。

(公共車両等の整備)

第 42 条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 財政措置等

(財政上の措置)

第 43 条 県は、福祉に関する施策を推進するため、必要な基金の設置その他の財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村及び社会福祉法人等に対する援助)

第 44 条 県は、市町村が推進する福祉に関する施策に関し必要な助言、助成その他の援助を行うことができる。

2 県は、社会福祉法人等が行う福祉に関する事業活動に関し必要な助言、助成その他の援助を行うことができる。

(顕彰)

第 45 条 知事は、高齢者、障害者等の福祉の増進に関し功績のあった者又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(規則への委任)

第 46 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 略

附 則(平成 18 年条例第 57 号)

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成 18 年 12 月 20 日)

2 富山県民福祉条例の一部の施行期日を定める規則

富山県民福祉条例の一部の施行期日を定める規則（平成9年富山県規則第53号）

富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成10年4月1日とする。

3 富山県民福祉条例施行規則

富山県民福祉条例施行規則（平成9年富山県規則第54号）

（趣旨）

第1条 この規則は、富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活関連施設）

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める生活関連施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

（公共車両等）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める公共車両等は、別表第2に掲げる公共車両等とする。

（整備基準）

第4条 条例第26条に規定する規則で定める整備基準は、別表第3のとおりとする。

（適合証の交付）

第5条 条例第30条第1項の適合証の様式は、知事が別に定める。

2 条例第30条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の適合証交付請求書には、別表第1の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。ただし、条例第32条第1項又は第3項の規定による届出をした者（同条第2項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者を含む。）については、この限りでない。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号まで）

(2) 別表第4に定める図書

（特定生活関連施設）

第6条 条例第32条第1項の特定生活関連施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、その規模等が同表の特定生活関連施設の規模等の欄に該当するものとする。

（特定生活関連施設の新築等の届出）

第7条 条例第32条第1項及び第2項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等又は届出事項の変更後の工事に着手する日の30日前までに、特定生活関連施設新築等（変更）届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の特定生活関連施設新築等（変更）届出書には、別表第1の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号まで）

(2) 別表第4に定める図書

3 条例第32条第2項ただし書に該当する場合における同条第1項及び第3項の規定による届出は、第1項の規定にかかわらず、特定生活関連施設の新築等又は届出事項の変更後の工事に着手する日の30日前までに、特定生活関連施設新築等（変更）届出書（様式第6号の2）により行うものとする。

4 前項の特定生活関連施設新築等（変更）届出書には、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第2号の2）

(2) 別表第4の建築物の項に定める図書

（軽微な変更）

第8条 条例第32条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準の適用の変更を伴わない変更

(2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更

（工事完了の届出）

第9条 条例第34条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届出書（様式第7号）により行うものとする。

（公表）

第10条 条例第37条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（意見陳述の機会の付与の方式）

第11条 条例第37条第2項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与の方法は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、当該勧告を受けたものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例又は規則の条項

(2) 公表の原因となる事実

(3) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第 37 条第 1 項の規定による公表をすることができる。

(適合状況の報告)

第 12 条 条例第 39 条第 1 項の報告は、特定生活関連施設適合状況報告書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 前項の特定生活関連施設適合状況報告書には、必要に応じ、別表第 1 の区分の欄に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる書類及び図書を添付するものとする。

(1) 生活関連施設整備項目表（様式第 2 号から様式第 5 号まで）

(2) 別表第 4 に定める図書

(身分証明書)

第 13 条 条例第 39 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 9 号によるものとする。

(国等)

第 14 条 条例第 40 条第 1 項の規則で定める者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(書類の経由等)

第 15 条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該生活関連施設の所在する市町村の長を経由しなければならない。

2 前項の書類の部数は、第 7 条及び第 9 条に規定する書類にあつては正本及び副本各 1 通、その他の書類にあつては 1 通とする。

(事務の委任)

第 16 条 地方自治法（昭和 27 年法律第 67 号）第 153 条第 2 項の規定に基づき、条例第 4 章の規定により知事の権限に属する事務（条例第 2 条に規定する生活関連施設のうち、公共交通機関の施設、道路及び公園に係る事務を除く。）を富山市長及び高岡市長に委任する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 37 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 65 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 107 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 10 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 36 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県民福祉条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 19 年規則第 45 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 39 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の 1 の表の 8 の項(4)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 10 月 1 日から同月 30 日までの間に公共用歩廊の新築等（富山県民福祉条例（平成 8 年富山県条例第 37 号）第 27 条に規定する新築等をいう。）に着手する者についての富山県民福祉条例施行規則第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「着手する日の 30 日前」とあるのは、「着手する前」とする。

附 則(令和元年規則第 38 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県民福祉条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条、第5条、第6条、第7条、第12条関係）

区分	生活関連施設	特定生活関連施設の規模等
建築物	1 学校	すべてのもの
	2 病院又は診療所	患者の入院施設を有するもの
	3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	4 集会場又は公会堂	すべてのもの
	5 展示場	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 500 平方メートルを超えるもの
	7 ホテル又は旅館	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	8 事務所（23 に掲げる事務又は事業の用に供するものを除く。）	用途面積が 3,000 平方メートルを超えるもの
	9 共同住宅、寄宿舎又は下宿	1 棟につき 50 戸（寄宿舎及び下宿にあっては、50 室）を超えるもの
	10 社会福祉施設その他これに類するもの	すべてのもの
	11 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類するもの	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	12 博物館、美術館又は図書室	すべてのもの
	13 公衆浴場	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	14 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が 300 平方メートルを超えるもの
	15 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	用途面積が 300 平方メートルを超えるもの
	16 自動車教習所	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	17 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 300 平方メートルを超えるもの
	18 工場	用途面積が 3,000 平方メートルを超えるもの
	19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの

	20 自動車の停留又は駐車のための施設	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
	21 公衆便所	すべてのもの
	22 公共用歩廊	すべてのもの
	23 国、地方公共団体若しくは第 14 条に規定する者の事務若しくは事業の用に供するもの又は一般ガス事業者、一般電気事業者若しくは認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者をいう。）の店舗	すべてのもの
	24 地下街	すべてのもの
	25 1 から 7 まで、10 から 17 まで及び 19 から 23 までに掲げるものの複合施設	用途面積が 1,000 平方メートルを超えるもの
公共交通機関の施設	次に掲げる施設で建築物以外の部分 (1) 鉄道の駅 (2) 軌道の停留所 (3) 港湾旅客施設 (4) 空港旅客施設	すべてのもの
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路	すべてのもの
公園	(1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に掲げる児童遊園 (3) 遊園地、動物園及び植物園	すべてのもの

備考 用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計をいい、増築、改築又は用途変更の場合にあつては当該増築、改築又は用途変更に係る部分をいう。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	公共車両等
鉄道等	(1) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両 (2) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両
自動車	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
船舶	海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

別表第3（第4条関係）

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	<p>(1) 次のアからウまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからウまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。））、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等誰もが円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房をいう。以下同じ。）（6の項に定める構造の客室及び寝室に設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該移動等円滑化経路上に階段（その踊場を含む。以下同じ。）又は段を設けないこと（別表第1の建築物の項の1、8、9及び16から18までに掲げる生活関連施設（特別支援学校を除く。）（以下「除外施設」という。）並びに床面積の合計が2,000平方メートル未満の生活関連施設を除く。）。ただし、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）は、2の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（別表第1の建築物の項の8、9及び18に掲げる生活関連施設を除く。）。</p>

	<p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（カに規定するものを除く。以下このオにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること（除外施設及び床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の生活関連施設を除く。）。</p> <p>(ア) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下このオにおいて同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 籠の幅は、140 センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 籠の奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>(オ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(カ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。</p> <p>(キ) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(ク) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(ケ) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(コ) 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(サ) 籠内には、手すりを設けること。</p> <p>(シ) 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(ア)から(サ)までに定めるもののほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>b 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次のいずれかの方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(a) 点字</p>
--	--

	<p>(b) 文字等の浮き彫り</p> <p>(c) 音による案内</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる方法に類するもの</p> <p>c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第7号に規定するものとする。</p> <p>(イ) 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合においては、籠の床面積が十分に確保されていること。</p> <p>キ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、通常の使用状態において車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものであること。</p> <p>ク 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、10の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
2 廊下等	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること（除外施設を除く。）。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するも</p>

	<p>のである場合</p> <p>イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p>
3 階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること(除外施設を除く。)。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>イ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合</p>
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>利用者の用に供する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること(除外施設を除く。)。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合</p>
5 便所	<p>(1) 主として高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合又は公衆便所の新築等をする場合には、次に定める基準に適合する便所を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けること。</p>

	<p>ア 車椅子使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていること。</p> <p>(2) (1)の建築物以外の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられた便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(3) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所に次に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</p> <p>ア 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、当該小便器の両側に手すりが設けられていること。</p>
<p>6 客室及び寝室(以下「客室等」という。)</p>	<p>社会福祉施設等で床面積の合計が2,000平方メートル以上であるものにベッドを備えた客室等を設ける場合においてはその1以上の室を、ホテル若しくは旅館で床面積の合計が5,000平方メートル以上若しくは客室の総数が50以上であるものにベッドを備えた客室等を設ける場合においては客室等の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の室を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>(2) 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室等が設けられている階に5の項(1)に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 車椅子使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室等が設けられている建築物にこれと同等以上に円滑に利用できる浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、(2)のイに定める構造とすること。</p>

<p>7 客席</p>	<p>劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂に固定式の客席を設ける場合においては、車椅子使用者が利用できる次に定める基準に適合する席を1以上設けること。</p> <p>(1) 車椅子使用者用の席の幅を90センチメートル以上、奥行きを120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用の席の床は、水平であること。</p> <p>(3) 客席を有する室の1の項(2)のイの(ア)及び(イ)に定める構造の出入口から車椅子使用者用の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)を超えないこと。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
<p>8 案内表示</p>	<p>(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であること。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備で、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう設置場所、高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものを設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認でき、又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次のいずれかの方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 点字</p> <p>イ 文字等の浮き彫り</p> <p>ウ 音による案内</p> <p>エ アからウまでに掲げる方法に類するもの</p> <p>(4) 次のア又はイに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置する等視覚障害者及び聴覚障害者の誘導に配慮したものとすること。</p> <p>ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口のある階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。)の出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口)</p>

<p>9 駐車場</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車椅子利用者用駐車施設を設けること（機械式駐車場並びに共同住宅、寄宿舍及び下宿を除く。）。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 1の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車椅子利用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子利用者用駐車施設に至る駐車場の通路は、10の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>
<p>10 敷地内の通路</p>	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(3) 通路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の利用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>(4) 敷地内の通路に設けられる傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 傾斜路は、必要に応じて、ひさしを設けるなど積雪時等の通行に支障が生じないように配慮したものとする。</p>
<p>11 案内設備までの経路</p>	<p>(1) 道等から当該案内設備までの経路（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>イ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)のア及びイの構造である場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害</p>

	<p>者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。) 及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次に掲げる部分を除く。</p> <p>a 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>b 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分</p>
<p>備考 1 の項(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により同項(2)のクの規定によることが困難である場合における同項(1)及び(2)の規定の適用については、同項(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>	

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p>
2 通路	<p>利用者の用に供する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。</p> <p>(3) 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち1以上の経路においては、通路を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者用特殊構造昇降機（1の表の1の項(2)のカの(ア)から(ウ)までに定める構造のエレベーター又は同項(2)のキに定める構造のエスカレーターをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ウ 1の項に定める構造の改札口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち1以上の経路においては、通路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>(5) 通路に設けられる傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 傾斜路は、1の表の1の項(2)のエの(ア)から(ウ)までに定める構造とすること。</p> <p>イ 傾斜路は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 傾斜路には、手すりを設けること。</p>

	<p>エ 傾斜路(その踊場を除く。以下このエ及びオにおいて同じ。)は、その踊場及び当該傾斜路に接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>3 階段</p>	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(3) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。</p> <p>(6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>4 エレベーター</p>	<p>公共交通機関の施設の 1 に定める構造の改札口から乗降場に至る利用者の用に供する経路にエレベーターを設ける場合においては、1 の表の 1 の項(2)のオの(ア)から(サ)まで及び(シ)の a から c までに定める構造のエレベーターを 1 以上設けること</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1 以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 利用者の用に供する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、(1)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>エ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>オ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>オ (3)のア、エ及びオに定める構造とすること。</p> <p>(5) (2)のイの便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア (3)のア、イ、エ及びオ並びに(4)のウ及びエに定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p>
6 案内表示	案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等が高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとすること。
7 乗降場	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 両端には、転落防止のための柵を設けること。</p> <p>(3) 縁端には、点状ブロック等を敷設すること。</p>

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
歩道	<p>歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくく、かつ、平坦なものとする。</p> <p>(2) 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 次に掲げる部分の車道との段差は切り下げ、車椅子使用者が通過する際に支障とならないものとする。</p> <p>ア 歩道の巻き込み部分</p> <p>イ 歩道が横断歩道と接する部分</p> <p>ウ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分</p> <p>(4) 段差の切下げ部分の勾配は、8パーセントを超えないこと。</p> <p>(5) 歩道の幅員内に排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>(6) 視覚障害者の歩行が多い歩道及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(7) 歩行者の特に多い歩道にあつては、除排雪しやすい構造とすること。</p>

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>利用者の用に供する公園の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 縦断勾配は、原則として4パーセントを超えないこととし、最大縦断勾配はやむを得ない場合でも8パーセントを超えないこと。</p> <p>(4) 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中で150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>(6) 段を設ける場合においては、当該段は、1の表の3の項(1)から(4)までに定める構造に準ずるものとする。</p> <p>(7) 園路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 幅は、120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、8パーセントを超えないこと。</p> <p>ウ 傾斜路には、必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 傾斜路(その踊場を除く。以下このオ及び(8)において同じ。)は、その踊場及び当該傾斜路に接続する園路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(8) 段及び傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
3 案内表示	案内板等を設ける場合においては、2の表の6の項に定める基準によること。
4 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子利用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子利用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。</p>

別表第4 添付図書（第5条、第7条、第12条関係）

区分	添付図書	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における公共交通機関の施設の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、通路、乗降場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、通路、階段、昇降機、車椅子使用者用便房並びに乗降場その他の主要部分の位置及び寸法
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、歩道の位置及び幅員並びに整備に係る箇所的位置、寸法及び土地の高低
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、主要な出入口、園路、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
共通		その他知事が必要と認める図書

適合証交付請求書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 〕

富山県民福祉条例第30条第1項の規定により、次の生活関連施設について適合証の交付を請求します。

1	名 称					
2	所 在 地					
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園				
4	主 要 用 途					
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更				
6	建築物	用途の内訳	届出部分	届出以外の部分	計	
			()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
		合 計	m ²	m ²	m ²	
	公共交通機関の施設	施設面積			m ²	
	道 路	延長			m	
	公 園	施設面積			m ²	
7	工事着手年月日	年 月 日	8	工事完了年月日	年 月 日	
9	連 絡 先	所在地及び名称				
		担当者名		電話番号		
※ 受 付 欄	市町村	県	※ 処 理 欄			

- 備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号までのうち該当するもの）及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第2号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する新築特別特定建築物を除く。））

1 名称	
2 所在地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
1 経路	(1) 経路	ア 移動等円滑化経路の設置	適・否		
		イ 階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。	適・否		
	(2) 出入口	ア 幅は、80cm以上	適・否		
		イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否		
	(3) 廊下等	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分に限る。）	適・否		
		ウ 幅は、120cm以上	適・否		
		エ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の確保	適・否		
		オ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否		
	(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に限る。）	適・否		
		イ 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		ウ 存在を容易に識別できること。	適・否		
		エ 点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に限る。）	適・否		
		オ 幅は、120cm以上（階段に併設する場合は、90cm以上）	適・否		
		カ 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否		
		キ 高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否		
	(5) エレベーター（(6)のエレベーターを除く。）及びその乗降ロビー	ア イ以外の場合	(ア) 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止	適・否	
			(イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
			(ウ) 籠の幅は、140cm以上	適・否	

	(エ) 籠の奥行きは、135cm以上	適・否	
	(オ) 籠の構造は、車椅子の転回に支障のないこと。	適・否	
	(カ) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上	適・否	
	(キ) 籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	適・否	
	(ク) 籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	適・否	
	(ケ) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
	(コ) 籠内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置	適・否	
	(ク) 籠内に、手すりの設置	適・否	
イ 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する場合	(ア) アの(ア)から(ク)までの整備基準に適合していること。	適・否	
	(イ) 籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	適・否	
	(ウ) 籠内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置	適・否	
	(エ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	適・否	
(6) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター	ア 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するものであること。	適・否	
	イ 籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上	適・否	
	ウ 籠の床面積の十分な確保（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合に限る。）	適・否	
(7) 特殊な構造又は使用形態のエスカ	ア 2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降できること。	適・否	

	レーター	イ 運転時の定格速度は、30m毎分以下	適・否		
		ウ 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に、車止めの設置	適・否		
	(8) 敷地内の通路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 段を容易に識別でき、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
		ウ 排水溝の溝蓋の構造	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
		エ 傾斜路の構造	(ア) 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	
			(イ) 存在を容易に識別できること。	適・否	
			(ウ) 積雪時における配慮	適・否	
			(エ) 幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	適・否	
			(オ) 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
			(カ) 高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適・否	
		オ 幅は、120cm以上	適・否		
		カ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の確保	適・否		
キ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否				
2 廊下等	(1) 廊下等	滑りにくい表面仕上げ	適・否		
	(2) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分	点状ブロック等の敷設	適・否		
3 階段	(1) 階段	ア 主たる階段は、回り階段でないこと。	適・否		
		イ 滑りにくい表面仕上げ	適・否		

		ウ 段を容易に識別でき、かつ、 つまずきにくい構造	適・否		
	(2) 踊場以外の部分	手すりの設置	適・否		
	(3) 段がある部分の 上端に近接する踊 場の部分	点状ブロック等の敷設	適・否		
4 階段 に代わ り、又は これに併 設する傾 斜路	(1) 傾斜路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 存在を容易に識別できること。	適・否		
	(2) 勾配が1/12を 超え、又は高さが 16cmを超える傾斜 がある部分	手すりの設置	適・否		
	(3) 傾斜がある部分 の上端に近接する 踊場の部分	点状ブロック等の敷設	適・否		
5 便所	(1) 主として高齢者、 障害者等が利用す る建築物若しくは 床面積の合計が 2,000㎡以上の建 築物に設けられる 1以上の便所又は 公衆便所（男子用 及び女子用の区別 があるときは、そ れぞれ1以上の便 所）	ア 車椅子使用者用便所の設置	適・否		
		イ 高齢者、障害者等が円滑に利 用することができる構造の水洗 器具を設けた便所	適・否		
	(2) (1)の建築物以外 の建築物に設けら れる1以上の便所 （男子用及び女子 用の区別があると きは、それぞれ1 以上の便所）	腰掛便座、手すり等が適切に配置 された便所の設置	適・否		
(3) 男子用小便器の ある便所を設ける 場合の1以上の便 所	ア 床置き式の小便器、壁掛式の小 便器（受け口の高さが35cm以下 のものに限る。）その他これら に類する小便器の設置	適・否			
	イ アの小便器の両側に、手すり の設置（主として高齢者、障害者 等が利用する建築物に限る。）	適・否			
6 客室等	社会福祉施設等の1 以上の室又はホテル 若しくは旅館の客室 等の総数に100分の 1を乗じて得た数 （その数に1未満の 端数があるときは、	ア 高齢者、障害者等が円滑に利 用できる床面積の確保	適・否		
		イ 便所の 構造	(ア) 車椅子使用者用便 所の設置	適・否	
			(イ) 車椅子使用者用 便所及び便所の出 入口の幅は、80cm 以上	適・否	

	その端数を切り上げた数) 以上の室		(ウ) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
		ウ 浴室等の構造	(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	適・否	
			(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保	適・否	
			(ウ) 浴室等の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
			(エ) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
7 客席	(1) 固定式の客席を設ける場合の1以上の客席	ア 車椅子使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは120cm以上		適・否	
		イ 床の水平の確保		適・否	
	(2) 車椅子使用者用席に至る1以上の通路	ア 幅は、120cm以上		適・否	
		イ 傾斜路の構造	(ア) 勾配は1/12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合、1/8以下)	適・否	
		(イ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
8 案内表示	ア 移動等円滑化エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の標識(JIS適合)の設置			適・否	
	イ 移動等円滑化エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の案内板等の設置			適・否	
	ウ 移動等円滑化エレベーターその他の昇降機又は便所の点字案内等の設備の設置			適・否	
	エ 点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等の配慮			適・否	
9 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設	ア 車椅子使用者用駐車施設の設置		適・否	
		イ 施設の基準	(ア) 利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置にあること。	適・否	
			(イ) 幅は、350cm以上	適・否	
	(2) 通路	ア 滑りにくい表面仕上げ		適・否	
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 段を容易に識別でき、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
ウ 排水溝の溝蓋の構造	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否			
10 敷地内の通路	(1) 敷地内の通路	滑りにくい表面仕上げ		適・否	
	(2) 段	ア 手すりの設置		適・否	

		イ 段を容易に識別でき、かつ、 つまずきにくい構造	適・否	
	(3) 排水溝の溝蓋	ウ つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
	(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	
		イ 存在を容易に識別できること。	適・否	
		ウ 積雪時における配慮	適・否	
11 案内設備までの経路	視覚障害者移動等円滑化経路	ア 視覚障害者移動等円滑化経路の設置	適・否	
		イ 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要がない風除室を除く。）	適・否	
		ウ 点状ブロック等の敷設（車路に接する部分及び段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に限る。）	適・否	

備考

- 1 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成してください。
- 2 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 4 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第2号の2（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する新築特別特定建築物に限る。））

1 名称	
2 所在地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
1 経路	移動等円滑化経路を構成するエレベーター	ア 籠内に、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置	適・否		
		イ 籠内に、手すりの設置	適・否		
2 便所	男子用小便器のある便所を設ける場合の1以上の便所	床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の両側に、手すりの設置（主として高齢者、障害者等が利用する建築物に限る。）	適・否		
3 客室等	社会福祉施設等の1以上の室	ア 高齢者、障害者等が円滑に利用できる床面積の確保	適・否		
		イ 便所の構造	(ア) 車椅子使用者用便所の設置	適・否	
			(イ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
			(ウ) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
		ウ 浴室等の構造	(ア) 浴槽、シャワー、手摺等が適切に配置	適・否	
			(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保	適・否	
			(ウ) 浴室等の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
			(エ) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
4 客席	(1) 固定式の客席を設ける場合の1以上の客席	ア 車椅子使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは120cm以上	適・否		
		イ 床の水平の確保	適・否		

	(2) 車椅子使用者用席に至る1以上の通路	ア 幅は、120cm以上	適・否		
		イ 傾斜路の構造	(ア) 勾配は1/12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
			(イ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
5 案内表示	主要な案内板等	点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等の配慮	適・否		
6 駐車場	通路の排水溝の溝蓋	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否		
7 敷地内の通路	(1) 排水溝の溝蓋	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否		
	(2) 傾斜路	積雪時における配慮	適・否		

備考

- 1 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成してください。
- 2 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 4 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第3号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（公共交通機関の施設）

1 名称	
2 所在地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要
1 改札口	1以上の改札口	ア 幅は、80cm以上	適・否	
		イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否	
		ウ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	適・否	
2 通路	(1) 通路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置 (イ) 段を容易に識別でき、かつ、つまずきの原因となるものが設けられていない構造	適・否
	(2) 改札口から乗降場に至る1以上の経路の通路	ア 幅は、140cm以上	適・否	
		イ 傾斜路又は車椅子使用者用特殊構造エレベーターの設置（高低差がある場合に限る。）	適・否	
		ウ 出入口等に接する部分の水平の確保	適・否	
		エ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置等の設置	適・否	
	(3) 傾斜路	ア 幅は、120cm以上（階段に併設する場合は、90cm以上）	適・否	
		イ 勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
		ウ 高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	
		エ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		オ 手すりの設置	適・否	
		カ 通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより存在を容易に識別できるもの	適・否	
		キ 点状ブロック等の敷設（上端に近接する通路及び踊場の部分に限る。）	適・否	
3 階段	階段	ア 手すりの設置	適・否	
		イ 手すりの端部付近への点字の貼り付け	適・否	
		ウ 回り段がないこと。	適・否	

		エ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		オ 段を容易に識別でき、かつ、つまずきの原因となるものが設けられていない構造	適・否	
		カ 階段の両側に、立ち上がり部の設置	適・否	
		キ 点状ブロック等の敷設（上端に近接する廊下等及び踊場の部分に限る。）	適・否	
4 エレベーター	エレベーター	ア 籠は、利用居室、車椅子利用者用便所又は車椅子利用者用駐車施設のある階及び地上階に停止	適・否	
		イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		ウ 籠の幅は、140cm以上	適・否	
		エ 籠の奥行きは、135cm以上	適・否	
		オ 籠の構造は、車椅子の転回に支障のないこと。	適・否	
		カ 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上	適・否	
		キ 籠内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	適・否	
		ク 籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	適・否	
		ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
		コ 籠内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置	適・否	
		サ 籠内に、手すりの設置	適・否	
		シ 籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	適・否	
		ス 籠内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置	適・否	
		セ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	適・否	
5 便所	(1) 利用者の用に供する便所	ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字等により視覚障害者に示すための設備の設置	適・否	
		イ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	

	ウ 男子用小便器を設置する場合	(ア) 床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設置 (イ) 手すりの設置	適・否 適・否	
(2) (1)の便所のうち1以上の便所	ア 便所内（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房の設置		適・否	
	イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有すること。		適・否	
(3) (2)のアの便房が設けられた便所	ア 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
		(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。	適・否	
		(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設置した旨の表示	適・否	
	イ 出入口の戸の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
		(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	適・否	
ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さの確保		適・否		
(4) (2)のアの便房	ア 出入口の構造	(ア) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	適・否	
		(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房である旨の表示	適・否	
		(ウ) 幅は、80cm以上	適・否	
	イ 出入口の戸の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
		(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	適・否	
	ウ 腰掛便座及び手すりの設置		適・否	
	エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置		適・否	
	オ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さの確保		適・否	

	(5) (2)のイの便所	ア 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
			(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。	適・否	
			(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所である旨の表示	適・否	
		イ 出入口の戸の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
			(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	適・否	
		ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さの確保	適・否		
エ 腰掛便座及び手すりの設置	適・否				
オ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置	適・否				
6 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	適・否		
7 乗降場	乗降場	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 転落防止柵の設置	適・否		
		ウ 点状ブロック等の敷設	適・否		

- 備考 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第4号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（道路）

1 名称	
2 所在地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
歩道	歩道	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 幅員は、200cm以上	適・否		
		ウ 段差の 切下げ	(ア) 歩道の巻き込み部分	適・否	
			(イ) 歩道が横断歩道と接する部分	適・否	
			(ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分	適・否	
		エ 切下げ部分の勾配は、8%以下	適・否		
		オ つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない溝蓋	適・否		
		カ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	適・否		
		キ 除排雪しやすい構造	適・否		

- 備考 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第5号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（公園）

1 名 称	
2 所 在 地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
1 出入口	1以上の出入口	ア 幅は、120cm以上	適・否		
		イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否		
2 園路	出入口から主要な施設に至る1以上の園路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 幅員は、120cm以上	適・否		
		ウ 縦断勾配は、4%以下、最大縦断勾配は、8%以下	適・否		
		エ 150cm以上の水平部分の設置	適・否		
		オ つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない溝蓋	適・否		
		カ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 回り段を設けないこと。	適・否	
			(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(エ) 段を容易に識別でき、かつ、つまずきの原因となるものが設けられていない構造	適・否	
			(オ) 点状ブロック等の敷設	適・否	
		キ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、120cm以上（段を併設する場合は、90cm以上）	適・否	
			(イ) 縦断勾配は、8%以下	適・否	
			(ウ) 手すりの設置	適・否	
			(エ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
(オ) 園路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより存在を容易に識別できるもの	適・否				
(カ) 点状ブロック等の敷設	適・否				
3 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	適・否		
4 駐車場	車椅子使用者用駐車施設	ア 車椅子使用者用駐車施設の設置	適・否		
		イ 施設の基準	(ア) 設置場所は、出入口に近い場所	適・否	
			(イ) 幅は、350cm以上	適・否	
		(ウ) 車椅子使用者用である旨の表示	適・否		

- 備考 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

特定生活関連施設新築等（変更）届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

富山県民福祉条例第32条第1項（3項）の規定により、特定生活関連施設の新築等（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	名 称					
2	所 在 地					
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園				
4	主 要 用 途					
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更				
6	建築物		届出部分	届出以外の部分	計	
		用途 の内 訳	()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
		合 計	m ²	m ²	m ²	
	公共交通機関の施設	施設面積			m ²	
	道 路	延長			m	
	公 園	施設面積			m ²	
7	工事着手予定年月日	年 月 日	8	工事完了予定年月日	年 月 日	
9	連 絡 先	所在地及び名称				
		担当者名		電話番号		
※ 受 付 欄	市町村	県	※ 処 理 欄			

- 備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号までのうち該当するもの）及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第6号の2（第7条関係）

特定生活関連施設新築等（変更）届出書

令和 年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

富山県民福祉条例第32条第1項（第3項）の規定により、特定生活関連施設の新築等（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	名 称						
2	所 在 地						
3	主 要 用 途						
4	工 事 種 別	新築・増築・改築・用途変更					
5 規 模 等	構造 階数 地上 地下	造 階 階		届出部分	届出以外 の部分	計	
			用途 の内 訳	()	m ²	m ²	m ²
				()	m ²	m ²	m ²
				()	m ²	m ²	m ²
			合 計	m ²	m ²	m ²	
6	工事着手予定年月日	年 月 日					
7	工事完了予定年月日	年 月 日					
8	建築確認申請書提出 年月日	年 月 日					
9	建築確認申請書提出 先						
10	連 絡 先	所在地及び名称					
		担当者名		電話番号			
※ 受 付 欄	市 町 村	県	※ 処 理 欄				

備考

- 4 欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 生活関連施設整備項目表（様式第2号の2）及び別表第4の建築物の項に定める図書を添付してください。

特定生活関連施設工事完了届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話番号 〕

富山県民福祉条例第34条の規定により、特定生活関連施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1	名 称			
2	所 在 地			
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園		
4	主 要 用 途			
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更		
6	届 出 年 月 日	年 月 日		
7	届 出 受 付 番 号	第 号		
8	工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	9 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
10	連 絡 先	所在地及び名称		
		担当者名		電話番号
※ 受 付 欄	市町村	県	※ 処 理 欄	

備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

特定生活関連施設適合状況報告書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

富山県民福祉条例第39条第1項の規定により、特定生活関連施設の整備基準への適合状況について、次のとおり報告します。

1	名 称					
2	所 在 地					
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園				
4	主 要 用 途					
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更				
6	建築物			届出部分	届出以外の部分	計
		用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
		合 計	m ²	m ²	m ²	
	公共交通機関の施設	施設面積				m ²
	道 路	延長				m
	公 園	施設面積				m ²
7	工事着手年月日	年 月 日	8	工事完了年月日	年 月 日	
9	連 絡 先	所在地				
		担当者名		電話番号		
※ 受 付 欄	市町村	県			※ 処 理 欄	

- 備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 生活関連施設整備項目表（様式第2号から様式第5号までのうち該当するもの）及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第9号（第13条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

写 真 はりつけ欄	身 分 証 明 書 所 属 職 氏 名	第 号
年 月 日生		
上記の者は、富山県民福祉条例第39条第1項の規定により立入調査をすることができる職員であることを証明する。		
年 月 日		
富山県知事		印

（裏）

富山県民福祉条例（抜すい）

（報告及び立入調査）

第39条 知事は、第33条及び第35条から前条までの規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設を設置し、若しくは管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくは特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。